

山武市制施行20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山武市制施行20周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等の種類)

第2条 ロゴマーク等は、次のとおりとする。

- (1) ロゴマーク 別表のとおり
- (2) キャッチフレーズ 笑顔かがやく SUNSUNさんむ

(著作権)

第3条 ロゴマーク等の著作権は、市に帰属する。

(使用料)

第4条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(ロゴマーク等の使用)

第5条 ロゴマーク等は、その使用が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、使用することができるものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがある場合
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものである場合、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 自己の商標又は意匠として使用し、又は使用するおそれがある場合
- (6) 本市が行う事業又は本市が支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずるおそれがある場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める場合

(使用の届出)

第6条 ロゴマーク等を使用しようとする者（営利を目的としてロゴマーク等を使用しようとする者を除く。）は、山武市制施行20周年記念ロゴマーク等使用届出書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は教育委員会が使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

(使用の申請)

第7条 営利を目的としてロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、山武市制施行20周年記念ロゴマーク等使用承認申請書（別記第2号様式）に、必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると認めるときは、申請者に対し書類の修正又は追加書類の提出を求めることができる。

(使用の承認)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、山武市制施行20周年記念ロゴマーク等使用承認決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の承認をする場合は、条件を付すことができる。
- 3 市長は、使用を承認しないときは、山武市制施行20周年記念ロゴマーク等使用不承認決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用内容の変更申請)

第9条 前条第1項の承認を受けた者（以下「被承認使用者」という。）は、承認を受けたロゴマーク等の使用内容を変更しようとするときは、山武市制施行20周年記念ロゴマーク等使用内容変更承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用内容の変更を承認するときは、山武市制施行20周年記念ロゴマーク等使用内容変更承認決定通知書（別記第6号様式）により通知をし、承認しないときは、山武市制施行20周年記念ロゴマーク等使用内容変更不承認決定通知書（別記第7号様式）により、通知するものとする。

(使用期間)

第10条 ロゴマーク等の使用期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、印刷した印刷物に残余が生じた場合その他の理由により市がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第11条 ロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等を使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (2) ロゴマークについては、別に定める「山武市制施行20周年記念ロゴマーク使用マニュアル」に基づき正しく使用すること。
- (3) 市長から要請があった場合は、ロゴマーク等を使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (4) 市長から要請があった場合は、ロゴマーク等の使用実態を報告すること。
- (5) 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマーク等の使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令を遵守すること。

2 使用者のうち、被承認使用者は、前項各号の事項を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を得た内容についてのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(承認の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被承認使用者のロゴマーク等の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条又は第11条に定める規定に反すると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、使用承認を取り消したときは、山武市制施行20周年記念ロゴマーク等使用承認取消決定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

3 第2項の規定により使用の承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の承認を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

4 承認取消者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該承認取消者の負担でこれを行わなければならない。

5 市は、第2項の規定による取消しにより生じた損失等について、一切の責任を負わないものとする。

(責任の制限)

第13条 使用者は、ロゴマーク等の使用に起因する問題が生じたときには、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、ロゴマーク等の使用に起因する問題により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに使用を承認したロゴマーク等に係る告示の規定は、なおその効力を有する。

